

(京都学園大学経営学部論集 第21巻第2号 2012年3月 1頁～30頁)

1

論 文

18～19世紀における ロンドンの貧民とワークハウス

——セント・アンドルー・アンダーシャフト教区の場合——

乳 原 孝

要約 近世以降に多数設立されるワークハウスという施設は、イギリスの貧民政策にとって極めて重要な制度であった。だが、そうした施設の活動実態等についての具体的研究は、これまであまり試みられてこなかったと言える。本稿では、ロンドンのセント・アンドルー・アンダーシャフト教区のワークハウスに関して、その『委員会議事録』を史料として、設立当初の活動と1834年の救貧法改正後の動きについての個別研究を試みている。特に、ワークハウスの設立目的とされる院外救済の制限が実際に実現されていたかどうかに着目して、設立当初と100年後の状況を比較検証している。

キーワード：貧民政策，貧民救済，ワークハウス，ロンドン，イギリス史，近代

1 はじめに

現代社会において、貧困の問題は「再び」大きな社会問題になりつつある。我が国においては、非正規雇用の拡大に伴うワーキングプアの実態がマスコミで報道され、その改善や所得格差の是正を求める声が年々高まっているように思われる。同様のことは欧米においても見られ、程度の差はあっても、貧困の問題が深刻さを増しつつある。¹⁾

1) 金澤誠一編著『「現代の貧困」とナショナル・ミニマム』高菅出版、2000年。道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア—貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ書房、2009年。

さて、「再び」と前記した理由は、16世紀以降の近世・近代のヨーロッパ社会において、貧民問題が主要な社会問題の一つだったからである。どの国、どの都市においても貧民政策に苦慮したが、そうした貧民問題や貧民政策の歴史を明らかにすることは、現在の貧困の問題を認識する上でも意義のあることだと考えられる²⁾。

本稿においては、16世紀から17世紀にかけてのイギリスにおける貧民問題に関する筆者のこれまでの研究の延長³⁾として、18世紀以降のワークハウスの問題を取り上げたいと思う。その手掛かりとして、ロンドンのセント・アンドルー・アンダーシャフト教区ワークハウスの個別研究を試み、当該ワークハウスの実態を明らかにすることによって、当時の貧民政策を考察したい。そのためにはまず、ワークハウスという施設の設定をめぐる動きから概観する必要がある。

2 ワークハウス設立の動き

ピューリタン革命の最中、ロンドンにおいて救貧組合 (Corporation of the Poor) が設立される⁴⁾。これは後に普及するワークハウスの先駆的形体の施設であり、1647年と49年にロンドン市議会がその設立の条例を発布することによって創設されたのである。この試みはサミュエル・ハートリブらの提案に基づくものであったが、ハートリブによれば、貧民の子どもたちを教育・訓練して、「国家に適合したサーヴァントになるように」育てることが、この施設を設立

2) ヨーロッパ近世以降の貧民問題については、乳原孝『「怠惰」に対する闘い—イギリス近世の貧民・矯正院・雇用』嵯峨野書院、2002年、に掲載されている文献を参照。

3) 乳原孝、同書。および『エリザベス朝時代の犯罪者たち—ロンドン・ブライドウェル矯正院の記録から』嵯峨野書院、1998年、他。

4) この救貧組合については、V. Pearl, "Puritans and Poor Relief. The London Workhouse, 1649-1660", in D. Pennington and K. Thomas, eds., *Puritans and Revolutionaries*, Oxford UP., 1978.

する主要目的だとされた。そのため、ロンドンの各教区にチラシが配布され、貧民監督官（Overseer of the Poor）の保護下にある6歳以上の子どもが、読み書きと職業訓練を受けるために、昼食持参で施設に連れて来られるように求めている。教区から救済を受けている大人が彼らを連れて行き、日課が終われば連れて帰るのだが、施設内で扶養される子どももいた。また成人の貧民は、自宅での仕事を与えられることになっていた。

救貧組合は、ピューリタン革命により国王から没収された2箇所の土地・建物を譲り受けて組織されていた。1655年の新聞には、80人の子どもがそのうちの一つの施設で扶養・教育されていることが記されている。また、その翌年のチラシには数年間で約1千人の成人の貧民を雇用したことが報告されている。だがこの施設は、1660年の王政復古により、国王がその財を取り戻したために終焉してしまうのである。

1696年には、ブリストルで最初の教区連合型ワークハウスが設立された。同市の商人ジョン・ケアリーの提案を受け、ブリストル全市19教区が連合して、二つのワークハウスが創設された。一つは女性用で、他の一つは老人、少年、幼児のためのものであった。労働可能な貧民は糸紡ぎやファスチャン織りの仕事などに雇用され、幼児は保護されて、教育を受けたのである。⁵⁾

ブリストルでのこのワークハウスの試みは、貧民を雇用して利潤を生み出すまでには至らず、施設の経営は経済的には失敗であったが、貧民による救済請求を抑制する効果があることが分かってくる。つまり貧民はワークハウスへの収容を嫌ったのであり、そのために貧民救済の請求が急激に低下したのであった。後に「ワークハウス・テスト」と呼ばれるものが、この時偶然に発見され

5) C. Lis and H. Soly, *Poverty and Capitalism in Pre-Industrial Europe*, Harvester Press, 1982, p. 127. 櫻原朗『イギリス社会保障の史的研究1—救貧法の成立から国民保険の実施まで』法律文化社, 1973年, 68頁以降。小山路男『西洋社会事業史論』光生館, 1978年, 54頁以降。

たとされる。このブリストルでのワークハウス設立に刺激され、他の都市でもワークハウスが建設されていった。⁶⁾

ロンドンでは1698年に再び救貧組合が設立され、以後のロンドンにおけるワークハウス設立運動の口火を切ることになった。⁷⁾ その当初の活動は、二人の請負人がワークハウスにおいて貧民に紡績技術を教え、その後貧民は教区に戻って仕事に従事するというものであった。子どもを中心に400人ほどが訓練を受けたが、この計画はすぐに崩壊してしまう。何故なら、教区が貧民に従来の給付金を支給し続けたため、彼らは仕事をしなくなってしまうからであった。

この失敗はワークハウスの使用法を変更させた。つまり、施設内での直接的な労働管理と労働習慣の付与が必要とされたのである。また貧民の子どもの雇用に、より重点が置かれるようになった。そのため救貧組合は、1699年にビショップスゲイト通りにある建物を手に入れ、ワークハウスとして100人の子どもを収容した。また、浮浪者や物乞い者も収容し、彼らに労働を課した。この施設は、1703年の復活祭までに427人の子どもを収容し、その前年度には430人の浮浪者を矯正している。子どもたちには基礎教育と職業訓練を行い、徒弟先を世話している。また浮浪者に対しては、数日間収容して、懲罰的性格の強い強制労働を課した。この施設の運営は、各教区から徴収される救貧税によって主として成り立っていたのである。

1720年代以降になると、救貧組合の活動とは別に、ロンドン各地にワークハウスが設立されていく。これは救貧税の負担に苦しむ教区が、その軽減策として、ワークハウスを通しての貧民政策を試みたものと思われる。1725年の時点では、ロンドンとウェストミンスターに12のワークハウスが存在したのである。⁸⁾

6) 檜原、同。小山、同。

7) この救貧組合については、S. Macfarlane, "Social policy and the poor in the later seventeenth century", in A.L. Beier and R. Finlay, eds., *London 1500-1700*, Longman, 1986, 川北稔訳『メトロポリス・ロンドンの成立』三嶺書房, 1992年, 第9章。

8) *An Account of several Work-Houses for Employing and Maintaining the Poor*, London, 1725.

こうしたワークハウス設立の初期の動きにおいて、1723年のナッチブル法はその運動を促進し、ワークハウスの性格を規定したのであった。この法によって、救済を請求する貧民は各教区あるいは教区が連合して設立されたワークハウスに入ることを強制された。拒否する場合は、救済を受ける資格を失うのである。この「ワークハウス・テスト」により、救貧請求を抑制し、救貧税の負担減少が意図されたのであり、ワークハウスという施設がそうした目的のために設立されることになったのである。⁹⁾

3 スピーナムランド制度と救貧法改正

このようにしてワークハウスは設立されていったが、18世紀後半から末期に目を転ずると、ワークハウスをめぐる貧民政策は異なった様相を呈している。すなわち、「院外救済」の広範囲にわたる普及である。それはワークハウスという施設の外での貧民救済、貧民の居宅保護の蔓延であった。救貧法の「人道主義化」とも呼ばれるこうした動きの背景の一つには、従来の救援抑制政策への反省があった。つまりナッチブル法の規定に基づき、しばしばワークハウスを特定の請負人に経営させたため、請負人による搾取やその残虐性によって、施設が「恐怖の家」と化すこともあり得たのである。¹⁰⁾また、凶作による飢饉やフランス革命の影響を恐れた当局が、貧民保護の必要性を意識した結果、院外救済を容認していったとも考えられる。

1782年にはギルバート法が成立し、労働可能貧民の院外救済と低賃金労働者への補足手当制度を基礎付けることになった。¹¹⁾すなわち、請負制度が廃止され、救済委員（Guardian）が労働可能貧民に仕事の世話をし、仕事が見つかる

p. 112.

9) 檜原, 前掲書, 71頁以降。小山, 前掲書, 56頁以降。

10) 檜原, 同。小山, 同。

11) 檜原, 同, 80頁以降。小山, 同, 90頁以降。

まで適当な救済を与える。生活するのに稼ぎが不足する場合は、その不足分を補充する。そしてワークハウスは、労働不可能貧民の保護施設として運営されるのである。

さらに1795年にはウィリアム・ヤング法が成立し、ワークハウスへの入所を拒否する貧民に対して救済の資格喪失を規定したナッチブル法のワークハウス条項が廃止され、院外救済が推進された。こうして、スピーナムランド制度普及への足掛かりが形成されていったのである。¹²⁾

スピーナムランド制度は、パークシャーのニューバリに近いスピーナムランド地区で1795年に決定された賃金補助制度である。¹³⁾ 賃金補助の制度自体には、その他の形態のものも存在したが、一般にスピーナムランド制度によって代表され、その名で呼ばれるようになった。この制度は、1週間に必要なパンの量を男性は3ガロン、妻子は1.5ガロンとし、パンの価格と家族数によって世帯の最低必要額を算定して、賃金が必要額を下回る場合にはその不足分を公的に補助するというものである。補助金の財源は救貧税に求められた。この制度は、1795年から1833年の間にイングランドとウェールズにおいて広範囲に行われていたとされる。¹⁴⁾

だが、この制度はいかなる結果をもたらしたか。雇主は低賃金を支払っても労働者に補助金が出るため、低賃金を維持しようとしたのである。つまりこの制度は労働者に対する賃金補助制度と言うよりも、雇主への補助制度となってしまった。また、労働者にとっては稼ぎが少ないほど補助金を多くもらえるので、彼らは働かなくなってしまうのである。すなわち、低賃金の定着と労働意欲の減退、そして必然的な救貧税の増大がこの制度のもたらす結果なのであ

12) 大沢真理『イギリス社会政策史—救貧法と福祉国家』東京大学出版会、1986年、38-39頁。

13) スピーナムランド制度については、榎原、前掲書、小山、前掲書、大沢、同書、カール・ポラニー、吉沢英成他訳『大転換—市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社、1975年、等を参照。

14) 榎原、同、100頁。

15)
た。

スピーナムランド制度が、革命や暴動を予防するための貧民への宥和策としての意味があったとしても、制度のこのような実態に対して、批判が生じるのは当然であった。飢餓こそは貧民が勤勉の習慣を獲得するための刑罰であるとするタウンゼントの思想や、貧民救済は貧民に一時的生存を与えて彼らの人数を増加させるだけであって、彼らの貧困を減少させることはできないとするマルサスの救貧法批判などが、ベンサム¹⁶⁾の功利主義と結びついて、後の救貧法改正への思想を形成していったのである。

かくして1834年、救貧法の「人道主義化」の時代を終焉させるべく、救貧法が改正され、新救貧法¹⁷⁾が成立した。この法の趣旨は、まず救貧税によってワークハウスを建設し、ワークハウス内の規律を強化する。そして収容される貧民に厳重な規則を強制することによって、施設内での生活を耐え難いものにするのである。ワークハウス・テストを否定した1795年のウィリアム・ヤング法を廃止して、労働可能貧民にはワークハウス以外での救済を与えないこととし、賃金補助制度を大幅に制限して、必要な場合は現物で支給することになった。また、労働不可能貧民にはワークハウスで十分な救済を与えることになっていたが、現実には労働可能貧民と同じ厳格な規律を強制されることになった。このように、新救貧法はかつてのワークハウス・テストを復活させて、救援抑制

15) 小山, 同, 105頁。

16) 櫻原, 同, 132頁以降。小山, 同, 118頁以降。

17) 救貧法改正については、櫻原, 同書, 小山, 同書, 大沢, 前掲書, 等を参照。また、これ以降のワークハウスについては、Norman Longmate, *The Workhouse*, Temple Smith, 1974; M. A. Crowther, *The Workhouse System, 1834-1929, — The History of an English Social Institution*, The University of Georgia Press, 1981; Peter Wood, *Poverty and the Workhouse in Victorian Britain*, Alan Sutton, 1991; Felix Driver, *Power and Pauperism, The workhouse system 1834-1884*, Cambridge University Press, 1993; David Englander, *Poverty and Poor Law Reform in Britain : From Chadwick to Booth, 1834-1914*, Longman, 1998; Kathryn Morrison, *The Workhouse, A Study of Poor-Law Buildings in England*, English Heritage at the National Monuments Record Centre, 1999, 等を参照。

を意図するものであった。

さて、ワークハウス設立の経緯から19世紀前半の救貧法改正までの動きを概観してきたが、ワークハウスの活動実態を明らかにするためには、その具体的な個別研究が必須の課題となる。そのため、この小論においては、ロンドンのセント・アンドルー・アンダーシャフト教区のワークハウスを取り上げ、その『ワークハウス委員会議事録』¹⁸⁾を史料として、施設の活動や教区の貧民政策を明らかにすべく分析を試みたいと思う。

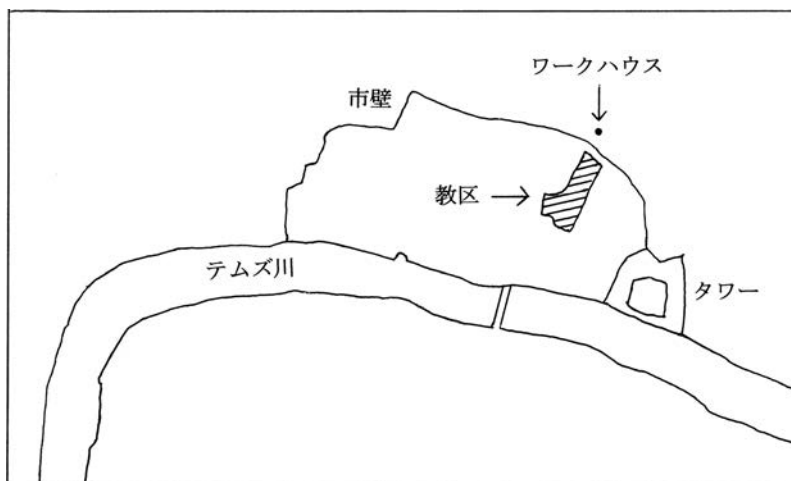
4 セント・アンドルー・アンダーシャフト教区ワークハウスの設立

『セント・アンドルー・アンダーシャフト・ワークハウス委員会議事録』(以下、『議事録』と略記)は1732年から1859年までの約130年間にわたる記録であり、8巻から成る。各巻の構成は以下の通りである。

第1巻	1732年—1748年	第2巻	1748年—1780年
第3巻	1780年—1801年	第4巻	1801年—1814年
第5巻	1815年—1822年	第6巻	1822年—1828年
第7巻	1828年—1836年	第8巻	1836年—1859年

本稿においては、当該ワークハウス設立当初の1732年から1735年度末までの約3年間と、救貧法が改正される1834年から1836年末までの3年間の『議事録』を分析して、それぞれの時期における委員会とワークハウスの活動を明らかにしたい。

18) *St. Andrew Undershaft Workhouse Committee Minute Books*, 8vols, 1732–1859, Guildhall Library, Ms 4120. (以下, SAUWと略記) この史料をマイクログラフフィルムに取めることを許可していただいたロンドンのギルドホール図書館に感謝致します。



セント・アンドルー・アンダーシャフト教区とワークハウスの位置

(1) 設 立

『議事録』は、ワークハウス設立の経緯から記録が始まっている。すなわち、1732年10月4日の当該教区の教区会（Vestry）において、教区の貧民のためにワークハウスを設立するための準備委員会を設置し、11名の委員が任命された。そして12月27日にその委員会が開催され、以下の決議が成されている。

- ① ビショップスゲイト通りのニューストリートのハンド・アレーにあるオルミアス氏所有の家屋をワークハウスとする。
- ② その家屋の修理と家具のために、5%を超えない利息で、300ポンドを借入する。そして救貧税から生ずる余剰分から、50ポンドずつ返済する。
- ③ ワークハウスは12名の評議員（Trustees）によって運営される。12名のうち6名は、当面の間、教区委員（Churchwarden）と貧民監督官（Overseer）で構成され、他の6名は教区役員が選出される復活祭の週に開催される全体

教区会（General Vestry）において毎年選出される。12名のうち、教区委員1名、貧民監督官1名、評議員1名の3名を含む5名がそろえば決議の権限を持つ。

- ④ 施設を管理し、施設内の貧民を統制するために、マスターかミストリスの適任者1名を選出する。
- ⑤ 不測の事態を除いて、評議員の同意無しに、貧民のために金銭を供与したりはできない。
- ⑥ 教区の救済を求める者はすべて、ワークハウスに来なければならない。さもなくば、救済を得られないという罰を受ける。そして健康なすべての貧民は、評議員の裁量で、能力に応じた労働や仕事を行わねばならない。
- ⑦ 収容者のうち何人かは、食事の用意や清掃、衣服の修理や作成のような施設に必要な仕事に雇用される。
- ⑧ 評議員は施設に適すると考える食事のメニューを、時々マスターかミストリスに渡す。
- ⑨ ワークハウスに関係するすべての受領や支出の報告は、3か月ごとに教区会に提出され、レイディーデイ（3月25日）にて終わる年間の報告は、毎年復活祭の全体教区会に提出される。その報告書は、監査を希望する教区民のために保存される。
- ⑩ 施設を統制するために、マスターやミストリス及び貧民に対する規則や指令が評議員によって定められ、施設のなかに掲示されて、適切に守られる。
- ⑪ マスターあるいはミストリスは、評議員によって必要と考えられる規則や制約に従わねばならない。評議員が必要とみなせば、横領等が無いことを治安判事の前で宣誓しなければならない。そしてマスターあるいはミストリスが怠慢であったり、信用できない場合、評議員はその者を辞めさせて他の者を任命する権限を有する。

以上の決議は1733年1月17日の全体教区会で承認されているが、¹⁹⁾⑥はワークハウスへの入所を拒否する者に対する救済の否定を定めた、1723年のナッチブル法を遵守している。

（2）規模と運営

かくして、この教区にワークハウスが設立されることになったが、その規模と運営はいかなるものであったか。『議事録』によると、ワークハウスには合計14のベッドが設置されている。成人用が12、子ども用が2である。すべてを記載しているかどうかは不明であるが、比較的小規模の施設であることが分かる。1階には作業場が設けられ、収容された貧民をモップ用とロウソクの芯用の糸を紡ぐ仕事に雇用している。

入所を認められた貧民は、衣服を脱ぎ、体を洗って、新しい衣服（制服）を着用することとされ、そのため17名の者が、自身の衣服の寸法を取るために、ワークハウスに連れて来られている。姓のみ記載されたこれらの者は、入所予定の貧民と考えられる。また、教区のすべての貧民を探して、なんらかの病気に罹っていないかを調べることになった。ワークハウスへの入所前に適切な治療を施すためである。²⁰⁾

前記の決議の④に挙げられているが、ワークハウスの施設とその収容者を管理する人物として、マスターとミスミスが任命されることになっていた。そしてそのマスターには、ビショップスゲイト・ワークハウスのヘンリー・ウォーカー氏を選出している。ビショップスゲイト・ワークハウスでの実務経験が評価されたのであろう。彼には施設に居住して施設を管理し、貧民に技術を教えて仕事に就かせ、彼らに食事を与えて監督する職務が与えられている。²¹⁾

19) SAUW. Vol. 1, pp. 1-4.

20) *Ibid.*, pp. 9-13.

21) *Ibid.*, p. 15.

方、ミストリスにはミセス・メアリー・ストーマーが選ばれ、年間8ポンドの給与で雇用されている。²²⁾ マスターの給与に関する記載はないが、ウォーカー死後の新マスターには年間10ポンドの給与が与えられているため、²³⁾ ウォーカーもほぼ同額と推定される。

さて、1733年7月17日の『議事録』から、ワークハウスへの入所に関する記録が始まっている。

ベアトリックス・シモンズ、メイ・ポール・ホースリー・ダウンに近いハニーレイン生まれ、50歳、ワークハウスへの入所を希望した。同じくジョン・マルコム、この教区生まれ、20歳近い。ウィリアム・ムーア、ビショップスゲイト教区生まれ、10歳。彼らのセツルメント (Settlement) を調査すること。

トーマス・デイヴィス、クリップルゲイト教区生まれ、8歳。エリザベス・グラヴァー、黒人の子ども。オバディア・エイベル、ホワイトチャペル教区生まれ、11歳。メアリー・エイベル、同じ教区の生まれ、8歳。

トーマス・ハットフィールド、10歳。サラ・ハットフィールド、6歳。全員が入所を認められた。²⁴⁾

また、1733年7月31日の評議員全体会議 (General Meeting of the Trustees) において、夫が兵士であるメアリー・ベル、セツルメントを調査された前記のベアトリックス・シモンズ、クリーチャーチ教区生まれの48歳であるエリザベス・ナッシュの3名が入所を認められている。²⁵⁾

22) *Ibid.*, p. 10.

23) *Ibid.*, p. 37.

24) *Ibid.*, p. 16. () 内は筆者による補足。以下同様。

25) *Ibid.*, p. 17.

こうしてワークハウスへの入所が開始されたが、ほぼ1年後の1734年7月31日までにこの施設への入所を認められたか、あるいはそこへ送られた者の人数は、大人が22名、子どもが10名の合計32名である。入所者全員が記載されている可能性は低いが、やはり小規模な組織であったと考えられる。

施設に収容された子どもについては、施設から学校に通わせることが行われている。例えば、日付の判読できない1733年11月の評議員全体会議の記録によると、

メアリー・エイベルは学校に行くこと。エリザベス・グラヴァー、黒人の子、は学校に行くこと。そして彼女が洗礼を受けているかどうかの調査²⁶⁾をすること。

とある。また、同会議の記録には、施設の規則である一日2回の祈禱書の朗読が行われていないとの苦情があり、マスターが会議に呼ばれた旨の記事がある。この施設の全規則については、残念ながら『議事録』には収められておらず、入所者がいかに厳格な規則に服していたかは定かではないが、同じ会議の記録には次のような記事が見られる。

ミス・ブルックス、施設に属している貧民の女性。暖炉や他の設備のある屋根裏部屋を要望した。しかし、彼女は精神的に幾分無秩序であり、飲酒に耽っていることが判明した。マスターは彼女を規制し、更なる指示²⁷⁾があるまで、外に出させないようにすること。

26) *Ibid.*, p. 20. 尚、日付が判読できないのは、インクの滲みによるものである。

27) *Ibid.*, p. 20.

この記事から判断すると、施設内かあるいは施設外での飲酒が可能であり、ワークハウスにおける生活がそれほど厳しいものであったとは思えない。また、収容者の労働に関しても、厳格に実行されていなかったことが想像できる。そのことは、マスターのウォーカー氏が1735年8月頃に死去した後、新しくマスターに選出されたジョン・スミス氏が以下のような苦情を述べていることから判断できる。

ワークハウスのマスターであるスミス氏から次のような苦情が申し立てられた。規則に違反して、少年少女を除く施設のすべての者たちが、彼の要求する労働を拒否するとのこと。それ故マスターは、施設にいるすべての労働可能者を労働させること。労働を拒否する者は、法に従って、処罰²⁸⁾されること。〈1735年9月3日、評議員全体会議〉

新しいマスターに収容者が馴染めない結果とも考えられるが、「怠惰」と思われていた貧民の収容者を労働させることの難しさは、16世紀以来唱えられてきたこと²⁹⁾であった。因みにワークハウスのミストリスのミセス・ストーマーは、委員会が意図した働きをしていないとのことで、解雇³⁰⁾されている。

(3) ワークハウスからの出所

監獄や矯正院とは異なり、収容者がワークハウスを出ることは比較的自由であったが、出所にはいくつかのパターンが存在する。次の事例は、子どもの収容者に関するものである。

28) *Ibid.*, p. 38. < >内は、筆者による補足。以下同様。

29) 乳原孝, 前掲『「怠惰」に対する闘い』参照。

30) *SAUW*. Vol. 1, p. 28.

サラ・ハットフィールドは母親の要請によりワークハウスから出された（discharged）。そして自分の衣服を着ることを許された。<1733年12月4日、³¹⁾評議員全体会議>

また、収容者がワークハウスから徒弟に出されるケースも散見される。

リチャード・ヴァレンタインを、コヴェントリー氏のギフト（Gift）に基づき、リーデンホール通りの鞭製造人であるジョン・マーシャル氏のもとへ徒弟に出すことに合意した。同じく以下のことに合意した。ブルーデンス・ヒースをポンダーズ・エンドのフランシス・キングのもとへ徒弟に出し、（貧民監督官の）メイソン氏は、貧民の子どもたちを徒弟に出すためのラルフ氏のギフトから、彼女の分として5ポンドを与えること。そして教区委員は通常通り、衣服を（彼らに）与えること。<1733年（1734年）³²⁾1月4日、評議員全体会議>³³⁾

記事に見られるように、徒弟に出す際に親方に支払う謝礼金（Premium）を捻出するための基金が、いくつかの名称の「ギフト」として存在していた。因みに記事のなかのブルーデンス・ヒースは、病気のため、同年10月30日に再びワークハウスに入所している。³⁴⁾

徒弟と同様に、サーヴァントになるために施設から出所するケースも散見される。

31) *Ibid.*, p. 22.

32) この時期は、3月25日で新年に変わる古い暦が使用されているため、（ ）内に現行暦による年を補足。以下同様。

33) *Ibid.*, p. 22.

34) *Ibid.*, p. 31.

メアリー・ギボンズはサーヴァントになるために施設を出ることを希望した。そしてそれが可能になるように、ガウン一着の供与を懇願した。それ故、彼女に10シリングを超えない価格のガウンを買ってあげること。また彼女は、施設を出る際に、施設から受け取ったガウンを置いていくこと。
 <1733年（1734年）2月6日、評議員全体会議³⁵⁾>

この事例のように、出所の際に、衣服等が支給されることも多く、評議員会は次の取り決めを行っている。

今後、施設から誰かが出所する場合、一人に支給される必要物は、合計で30シリングを超えないこと。<1734年6月26日、評議員全体会議³⁶⁾>

出所のパターンには、病気の収容者が病院に送られるケースも含まれている。

エリザベス・グラヴズは自分が非常に衰弱していると当委員会に申し立て、救済を懇願した。彼女は治療のため、セント・トーマス・ホスピタルに入ること。<1735年（1736年）2月11日、評議員全体会議³⁷⁾>

（4）施設の収支

1734年5月3日の評議員全体会議において、ワークハウスの最初のマスターであるウォーカー氏が、1734年3月29日締め会計報告を行っている。ワーク

35) *Ibid.*, p. 23.

36) *Ibid.*, p. 28.

37) *Ibid.*, p. 42.

ハウス設立からはほぼ1年間の収支である。

その報告によると、羊毛の購入に、8ポンド7シリング6ペンスを支出。紡ぎ糸の売却で11ポンド10シリング7ペンスの収入。純利益は、3ポンド3シリング1ペニーであった。委員会はその報告を承認し、利益のうちの30シリングをウォーカー氏のものとし、残りをワークハウスのために使うことにしている³⁸⁾。

純利益がこのように記載されているが、支出には施設の運営費が含まれていない。例えば、施設の家屋の賃貸料は、年間26ポンドであった³⁹⁾。また、ウォーカー氏をマスターに選出した際、年間20ポンドで施設の運営を彼に委託していた⁴⁰⁾、必要な物資や食糧はそれで賄うことになっていた。

従って、収容者の労働の成果によって施設を運営することは到底不可能なことであり、教区自体もそのことは自明のこととして考えていたはずである。

（5）院外救済に関して

1723年のナッチブル法によって、「ワークハウス・テスト」が定められ、救済を求める者はワークハウスへの入所が義務付けられたが、果たして院外救済は行われていなかったのだろうか。『議事録』のなかにこの点に関する記述は少ないが、関連するいくつかの記事を取り上げてみよう。

クリスティアナ・ポストックは評議員の許可無しに施設（House）を出て行き、それ以来、教区委員に救済を申請していた。施設外では救済が受けられないことを、バクスター氏が彼女に知らせること。<1733年9月？⁴¹⁾日の評議員全体会議>

38) *Ibid.*, p. 27.

39) *Ibid.*, p. 5.

40) *Ibid.*, p. 15.

41) *Ibid.*, p. 19.

この記事信頼するならば、ナッチブル法は遵守されている。だが、この女性がワークハウスへ戻ったのは10か月ほど後のことであった。

クリスティアナ・ボストックはこの委員会に申請して、ワークハウスへ再び收容されることを懇願した。従って、彼女はワークハウスへ受け入れられること。<1734年7月31日の評議員全体会議⁴²⁾>

次の記事は、定期給付金 (Pension) に関するものである。

カーターは次のクリスマスまで、彼女の定期給付金の継続を申請した。ブリスビーは彼の定期給付金の継続と賃貸料の支払いを申請した。両者とも拒否された。<1733年7月31日、評議員全体会議⁴³⁾>

定期給付金は、貧民に対する居宅保護政策の一つとして、近世以来広く行われていた制度である。セント・アンドルー・アンダーシャフト教区においてもワークハウスが設立され、入所が始まった時期の記録であるため、それ以前に行われていた定期給付金制度の廃止が述べられているとも取れる。だが、実際にこの制度が全く行われていなかったかどうかについては、この記事だけでは判断できず、不明と言わざるを得ない。

また、次のような事例も見られる。

エリザベス・オールワース、トーマス・オールワースの妻。この委員会に申請して、彼女の子のロバート・オールワース、2歳ぐらい、がワーク

42) *Ibid.*, p. 28.

43) *Ibid.*, p. 18.

ハウスに収容されることを懇願した。教区委員のマルチャー氏は、彼女に5シリング与えること。

エリザベス・タイラーも救済を申請した。それ故、教区委員のマルチャー氏は、帽子と適切と考えられる必要品を、10シリングを超えない金額で彼女のために買い与えること。<1735年7月9日、評議員全体会議⁴⁴⁾>

これらの2名は、ワークハウスに収容されたかどうかは不明であり、入所を伴わない一時的な貧民救済が、委員会の判断で行われていた可能性もある。次の事例も同様である。

ジェイン・マーチャルは救済を申請した。以下のように決議。教区委員は彼女に5シリングを与えること。同時に、彼女は次の復活祭まで、教区に迷惑を掛けないことを約束すること。<1735年（1736年）1月16日、評議員全体会議⁴⁵⁾>

「教区に迷惑を掛けない」とは、救済の申請をしないことを意味する。この女性もワークハウスに入所したことが記載されていないので、入所を伴わない一時的救済のようにも見える。だが、前記の2名の記事も含めて、入所に関する言及を省いた可能性もある。例えば、次の事例は、同じように金銭を与えているが、ワークハウスに一旦収容している。

ジョン・ワッツと妻のメアリーはこの委員会に申請して、救済を懇願した。教区委員は彼に20シリングを与えること。しかし彼らは、子どものジ

44) *Ibid.*, p. 34.

45) *Ibid.*, p. 41.

ジョン・ワッツとともに、今日から1週間でワークハウスを出所すること。
<1735年(1736年)3月3日, 評議員全体会議⁴⁶⁾>

1週間という短い期間ではあっても、ワークハウスに入所させて金銭を与える形を取っており、やはりワークハウス・テストが実行されている。他の事例も同様の扱いをしたと考える方が自然なのかも知れない。

さて、セント・アンドルー・アンダーシャフト教区ワークハウスについて、設立当初の時期においては、以上のような活動実態が明らかとなる。施設は比較的小規模であるが、ワークハウスを用いた活発な救貧活動が行われている。そしてこのワークハウス自体は、貧民が入所を嫌うほど、非常に厳しい運営が為されていたとは考えにくい。また、ナッチブル法に基づいて、ワークハウスを通しての救済が原則的に行われており、院外救済の存在を明確に示す記録は見られない。

このようにして始まった当該ワークハウスが、救貧法の改正される、ほぼ100年後の1834年においては、どのような施設となっているのであろうか。また、新救貧法を受けて、施設はどのように変化するのであろうか。次節では、そうした点を明らかにしてみたい。

5 1834年以降のワークハウス

(1) 活発な院外救済

ほぼ100年後の『議事録』に目を転ずれば、全く異なった状況が浮かび上がってくる。すなわち、活発な院外救済の実態が明らかとなるのである。1834年の最初の記録である、1月27日のワークハウス委員会会議の議事録を引用してみよう。

46) *Ibid.*, p. 43.

アリス・ケイヴ, 10シリング。

エリザベス・ウィットソンが言うには, 夫が病床についている。10シリング。

フランシス・シモンズ, 5シリング。彼女はオールド・グラヴェル・レイ
ン, 22番地に居住。

ジョン・ハーディング, 10シリング。

マーサ・シェラード, 5シリング。

サラ・ダウルズ, 5シリング。

ハンナ・ホーリン, 2シリング6ペンス。

サラ・ベイツ, 5シリング。

メアリー・M・キュー, 5シリング。

<1834年1月27日, ワークハウス委員会会議⁴⁷⁾>

これらは教区の貧民に対する一時的な救済金の支給記録であり, 住所が記載されている場合もあることから, 明らかに院外救済である。支給の理由や事情が記載されていない者については, 以前から支給されているためであり, 上記のほとんどの者が翌月以降も, 毎月, 救済金を支給されている。金額は変更されることもあるが, たいていは同一金額である。これらの者は委員会当日に申請に来ていて, 病気等で来られない場合は, 家族や関係者が代わりに来るのである。

また, 次の事例のように, 事情が詳しく記載されているケースもある。

アン・トンプソン, 64歳。[1817年9月29日の彼女の調査を見よ] 彼女は, モーゼス氏のサーヴァントとして18か月と17日, ライム通り52番地に住んでいた。その時, 彼女の夫は死去していた。夫が死んだ時, 彼女に

47) SAUW. Vol. 7, pp. 268-272.

は5人の子どもがあり、一番下の息子は彼女がモーゼス氏の所へ行く前に死亡。一番年上の娘は、5年前、40歳で死去した。その娘は彼女がモーゼス氏の所へ住み込みに行った時に結婚した。2番目の娘は〔現在40歳〕あらゆる仕事をするサーヴァントとして、ビート通りのモーソン氏の所で暮らし、彼女はそこに3年間とどまった。彼女はそれ以前にモーソン氏のサーヴァントを12か月していた。この貧民 (Pauper) の一番下の息子は、16歳か17歳の時、4年間、戸棚製造人のニードル氏〔ブルズ・ヘッドを経営していたニードル氏の息子〕の所へ徒弟に行った。それは、彼女がモーゼス氏の所へ行った3か月か4か月後のことであった。彼は彼女に会うため、バンベリーから町に来て、バンベリーへ戻り、数か月後に徒弟になった。それ以前に、彼は2年かそこら、行商人 (Pedlar) として、結婚している姉妹と旅行した。彼には賃金は無かった。彼は今、バンベリーに住んでいる。彼は結婚していて7人子どもがいる。彼女は、自分がモーゼス氏の所で住んだ12か月以前に、彼が徒弟に行ったことは確かだと言う。彼女は、その間、彼には何もしてあげなかった。彼女はドレイパーズ・ビルディング4番に居住している。5シリングを下級教区委員から (支給されること)。⁴⁸⁾<1834年1月27日、ワークハウス委員会会議>

特定の人物の経歴を記録した記事としては、この事例は短いものであり、この数倍の長さにならざるにわたって詳細に本人の過去を記載したものが多い。このような調査や記録が為される理由は、要するに本人のセツルメントを明らかにすることが目的であり、それによって本人が当該教区の救済を受ける資格の持ち主かどうかの判定を行っているのである。⁴⁹⁾このケースも住所が記載されていること

48) *Ibid.*, pp. 268-269. [] 内は、原文に記載されている補足。以下同様。

49) セツルメントについては、大沢、前掲書、24頁以降参照。尚、セツルメントにかかわる事例は『議事録』に豊富に含まれていて、別稿で論じたい。

から、明らかに院外救済である。

次の事例は、定期給付金に関するものである。

以下のことを決議。アン・カーターは、次の教区会まで、現在の週3シリングの定期給付金（Pension）に加えて、週2シリングを今後支給されること。そして、彼女の定期給付金を週5シリングに増額するように、次回の教区会に勧告すること。<1835年10月26日、ワークハウス委員会会議⁵⁰⁾>

この女性の定期給付金が少な過ぎるとの判断から、当面毎週2シリングを支給し、次回の教区会に彼女の定期給付金の増額を求めるとの決定である。この事例以外にも定期給付金については多くの記録が残されているため、この制度が広く行われていたことは明らかである。

一方、次のケースは賃金補助の一種である。

フランシス・バーチは、自分が週に4シリングしか稼げないと言う。彼女の雇用主を調査して、それが正しいことが判明した。5シリングが彼女に与えられた。<1836年6月27日、ワークハウス委員会会議⁵¹⁾>

スピーナムランド制度のような、パンの価格に基づく計算基準があるようには思えないが、低賃金の労働貧民に対する補助金あるいは救済金の支給が行われていたことは確かである。

さらに、次の事例のように、子どもを扶養するための手当（Allowance）も存在した。

50) SAUW. Vol. 7, p358.

51) SAUW. Vol. 8, p. 2.

ウィリアム・ブラッカビーの叔母が、彼を扶養するための週3シリングの手当て (allowance) の増額を申請した。彼女はウェア・サイドに居住している。母親はリヴァプールにいる。彼は6歳。彼女は彼を学校に通わせる費用として、年に4回、10シリング支払っている。その手当を週3シリング6ペンスに増額すること。<1836年8月29日、ワークハウス委員会会議⁵²⁾>

このような子どもの扶養手当に関する記録は、他にも散見される。

以上のように、一時的な救済金、定期給付金、賃金補助、扶養手当等、いくつかの形態の院外救済が幅広く行われていた実態が明らかとなる。

(2) ワークハウスへの入所

院外救済が活発に行われていたためか、ワークハウスへの入所に関する記録はほとんど見当たらない。記録されていない可能性もあるが、少なくとも労働可能貧民を収容することは、ほとんど行われていなかったと考える方が自然である。ただ、次の事例が示唆するように、働けない貧民については施設への収容が行われていたようだ。

ハンナ・ホーリンは転倒して、膝を再び悪くしたと言う。そして施設に入れられることを申請した。彼女は自身の病気に関する証明書を持っていない。彼女を処方した医者 of の証明書を持参しなければならないと告げられた。<1834年9月29日、ワークハウス委員会会議⁵³⁾>

この女性は、前記のように、一時的救済金を毎月支給されている人物である

52) *Ibid.*, p. 16.

53) *SAUW*. Vol. 7, p. 313.

が、特にワークハウスへの入所を嫌っているようには思えない。

（3）ワークハウス委員会の構成

セント・アンドルー・アンダーシャフト教区ワークハウスが設立された当初は、前記のように12名から構成される評議員会によってワークハウスが運営されていたが、この時期には人数が増えている。合計18名から成る「ワークハウス委員会」が組織されていて、その構成は教区委員（Churchwarden）2名。貧民監督官（Overseer）4名、上級（Senior）ワークハウス委員9名、下級（Junior）ワークハウス委員3名⁵⁴⁾である。

「ワークハウス委員会」は毎年復活祭の時期に選出されるが、1834年のメンバーは、3名を除いて翌年も再選されていて、例えば半数等の大幅な改選は行われていない。

また、院外救済の普遍化という事実から推測されるように、「ワークハウス委員会」という名称にもかかわらず、彼らの活動は基本的に教区全体の救貧行政であって、ワークハウス自体の運営に関する部分はマイナーである。

（4）新救貧法に関して

新救貧法は1834年8月14日に批准され成立したが、同法が法案の段階であった5月15日に、以下のような記事が『議事録』に現れる。

教区委員が出席者に対して、救貧法改正法案に反対するために、どのような手段を取るべきか、検討して決定するために呼び集められたことを知らせた。

法案の項目が読みあげられ、以下のことが決議された。この法案を検討

54) *Ibid.*, p. 281.

するために、教会付属室での住民集会在直ちに招集されるべきこと。そして下院に提出する、法案に反対の請願を作成するための委員会のメンバーとして、以下のジェントルメンが指名された。(以下、6名の氏名) <1834年5月15日、ワークハウス委員会会議⁵⁵⁾>

6名は、教区委員2名、ワークハウス委員2名、貧民監督官1名、前ワークハウス委員1名で構成されていて、ほとんどが「ワークハウス委員会」のメンバーである。

上記の引用から、この教区が新救貧法に対して反対の立場を取っていることが明白となるが、残念ながら住民集会の結果については記載されていない。

法案成立後の状況は、同年9月15日のワークハウス委員会会議において、救貧法委員会 (Poor Law Commissioners) からの質問に対する回答について委員会⁵⁶⁾が検討したとの記事をはさんで、9月29日には次のような記録が収められている。

新救貧法の第54条について検討された。以下のことを決議。これまで教区会あるいはワークハウス委員会から指名された定期給付金受給者 (Pensioners) は、更なる指示があるまで、いつものように救貧税から貧民監督官補佐 (Assistant Overseer) によって毎週継続して支給を受けること。 <1834年9月29日、ワークハウス委員会会議⁵⁷⁾>

この第54条とは、「緊急の場合を除き、救済委員 (Guardians) や特別教区会 (Select Vestry) によって命じられた救済や手当て以上のもの、あるいはそれ

55) *Ibid.*, p. 287.

56) *Ibid.*, p. 311.

57) *Ibid.*, p. 313.

以外のものを貧民監督官（Overseer of the Poor）が救貧税から与えるのは違法⁵⁸⁾である」との内容を骨子とする条項であり、貧民監督官の権限を制約したものである。

上記の決議は、この条項には抵触しないものの、明らかに院外救済を肯定して、従来通り定期給付金を支給するとの決定であり、ワークハウス・テストによる院外救済の制限を目指した新救貧法の意図とは相容れないものであった。

（5）海外への移住を援助

「ワークハウス委員会」は、院外救済以外にも様々な活動を行っている。例えば次に引用するように、教区民の海外への移住を援助する事例が『議事録』に見られる。

マルコム・ステュワート、ウィリアム・ヘイ、ジェイムズ・パターソンの家族を移民者として、ラング氏とともにシドニーに送る費用を支出するように教区委員は指示された。<1834年5月26日、ワークハウス委員会会議⁵⁹⁾>

この翌月に記載されている教区委員の報告によると、マルコム・ステュワートらの家族他、総勢14名をシドニーに送り、その費用は112ポンド9シリング4ペンスであったとのことであり、「ワークハウス委員会」がその支出を承認⁶⁰⁾している。

こうした試みは、移民費用を救貧税から支出する権限を教区会に与えることを提案した、1834年2月の「救貧法王立委員会報告」⁶¹⁾に基づくものであり、引

58) 4 & 5 William IV, c. 76.

59) SAUW, Vol. 7, p. 289.

60) *Ibid.*, p. 290.

61) 大沢, 前掲書, 74頁。

用中のラング氏は、移民を仲介する人物と考えられる。

記事には移民者が貧民であるとの記述はないが、救貧税から費用を支出することからも、移民支援は貧民政策の一環として考えられる。

(6) 金銭の貸与

「ワークハウス委員会」は、教区民に対する金銭の貸与も行っていた。事例を二つ挙げてみよう。

アン・エリザベス・ニュートンは、商売を始めるために支援を申請した。10シリング（を与え）、20シリングを貸与した。5シリングの月賦で返済すること。<1835年6月29日、ワークハウス委員会会議⁶²⁾>

ジョン・ウィリアムズは、ベルグレイヴ・スクウェアのミセス・ウィリアムズの所へサーヴァントに行くため、衣服を買うお金の貸与を申請した。10シリングが貸され、次回の委員会で返済すること。<同会議⁶³⁾>

後者のウィリアムズは、この翌月の委員会において10シリングを返済している⁶⁴⁾。このような金銭の貸与の事例は他にも散見され、教区の貧民政策の一つとして考えるべきである。

(7) 徒弟

『議事録』の1834年1月27日の記録に、教区から徒弟として出された者のリストが掲載されていて、17名の徒弟とその親方の氏名、住所、職業が記載され

62) SAUW. Vol. 7, p. 343.

63) *Ibid.*, p. 344.

64) *Ibid.*, p. 349.

⁶⁵⁾ ている。また1836年7月25日の記録には、24名の徒弟の同様のリストが収録されている。⁶⁶⁾

ワークハウス設立当初は、施設から徒弟に出される記述が見られたが、この時期の徒弟は教区から出されているのであり、ワークハウスからではない。このように、教区の若者を徒弟として送り出す慣行も、「ワークハウス委員会」の重要な任務であったと考えられ、『議事録』には教区民が自身の息子を徒弟に出して欲しいと申請するケースも散見される。

（8）救済の拒否

貧民によって申請された救済要請が、必ずしも認められるわけではない。拒否される事例も少なくない。例えば、

ウィリアム・スティーヴンスは、貧民監督官補佐から救済を受けている。⁶⁷⁾
拒否。〈1834年10月27日、ワークハウス委員会会議〉

拒否の理由は明確には記されていないが、すでに貧民監督官補佐から救済を受けているため、二重の救済は認められないとの姿勢を取っていることは間違いない。

次も事例も同様である。

マーサ・シンクレア、定期給付金受給者。拒否。〈1835年6月29日、⁶⁸⁾
ワークハウス委員会会議〉

65) *Ibid.*, pp. 274-275.

66) *SAUW*. Vol. 8, pp. 9-11.

67) *SAUW*. Vol. 7, p. 315.

68) *Ibid.*, p. 343.

この人物も定期給付金を受給している上で、委員会に救済を申請したようであるが、認められていない。

以上のように、「ワークハウス委員会」は院外救済とともに、教区の様々な貧民政策に関与して実行していたことが明らかとなる。

6 おわりに

セント・アンドルー・アンダーシャフト教区のワークハウスをめぐって、『議事録』に基づき、施設の活動実態や教区の貧民政策について述べてきた。

設立当初のワークハウスは、院外救済を否定したナッチブル法を遵守して、比較的小規模であっても、施設を用いた活発な救貧活動が行われている。だが、ワークハウス自体は、貧民が入所を嫌うほど、非常に厳しい運営が為されていたとは考えにくい。

一方、救貧法が改正される1834年以降の状況は、院外救済が盛んに行われていて、ワークハウス自体の活動が見えてこない。当該教区は新救貧法に対して反対の立場であり、法案成立後も院外救済を継続している。従って、厳しく管理されたワークハウスという施設を用いた貧民救済の抑制は、少なくとも1836年末までの期間には見られないのである。